

令和 2 年 5 月 16 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03434

研究課題名（和文）環境配慮義務論の新天地 - 資源管理法のグリーン化を手掛かりとして -

研究課題名（英文）Towards a new perspective of considering conservation: beyond environmentalization

研究代表者

及川 敬貴（OIKAWA, HIROKI）

横浜国立大学・大学院環境情報研究院・教授

研究者番号：90341057

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の出発点は、資源管理法のグリーン化（＝河川法や森林法などに環境保全関連の規定が加わること）が、持続可能な社会の構築のために、どのような意味・意義があるのか、という問いであった。これに対して、本研究では、（1）資源管理法に定められた環境配慮の中身が司法解釈によって発展させられ得ることや（2）上記のように問うよりもむしろ、生態系サービスがさまざまな法律中にどのような形で存在しているかを問うほうが、より実態に即した分析ができること等を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「資源管理法のグリーン化の状況はどのようなものか。そしてその意味・意義は何か」と問うても、この問い自体が分かりにくかったところ、本研究の推進を通して、考えが深まるとともに、視野を広げることができ、同じ問いを「生態系サービス（＝自然の恵み）の規範化の状況を探る」というものへと置き換え、具体的に調査検討を進めることもできた。これにより、法学のみならず、生態学や経済学などとも、問いの趣旨を共有し得ることはもちろん、一般社会へもより分かりやすく今後の成果を伝えられると考えられる。

研究成果の概要（英文）：Is the so-called environmentalization of natural resources laws useful for sustainable society to be achieved? If so, how? These are the questions when this project was launched. The following two points are shown here as main outcomes. First, conservation provisions are never static. That means that such provisions have often been scrutinized by the courts. Then, the above questions cannot be appropriate ones. As the research went on, it began to seem that not so much those questions but the following one should be much more suitable -- Is incorporating ecosystem services into varieties of laws useful for sustainable society to be realized? It is because that ecosystem services is clearer a concept than environmentalization. Moreover, by asking so, not only legal scholars but also biologist, economist, and so forth may be easy to jump in the discussion.

研究分野：環境法

キーワード：環境配慮義務 環境法化 生態系サービス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

1990年代中盤以降のわが国では、河川法や海岸法等、長らく資源利用偏重傾向にあり、「開発法」とも揶揄された、資源管理関連の法律に、環境関連の規定が加わり始めた。研究代表者は、この現象に逸早く注目し、及川『生物多様性というロジック』(2010)の中で整理・提示し(表1)、若干の分析を加えたものである。

爾来、この現象は、自然資源関連法のグリーン化ないしは環境法化と称され、主要テキスト等でも言及されることとなった(例:北村『環境法(第3版)』2015)が、その評価は一定しない状況が続いた。例えば、「世紀転換期に相応しい重要な改正・立法」(三浦『沿岸域管理法制度論』2015)であり、「行政は・・・許認可等を判断する場合に[グリーン化した法律の]規定に従わなければならない点に大きな意義がある」(大塚『環境法BASIC』2013)との評価がある一方で、新たな目的(環境の保全)が伝統的な目的(開発促進)に劣後してしまうとの懸念も根強かったものである。

研究代表者は、こうした錯綜した評価の背景には、グリーン化を契機・根拠とする政策や裁判例の収集・分析が進んでいないことがあり、そして、そもそも、どの資源管理法がいかなる内容でグリーン化しているのか等という最も基礎的な情報さえも十分に提供されていないことがあると

考え、本研究課題を企画・提案し、採択されたものである。

表1 グリーン化した資源管理法

法律(改正/制定年)	グリーン化
河川法(1997年)	治水と利水に加え、「河川環境の保全」を法目的に明記(1条)
海岸法(1999年)	国土保全や災害防止に加え、「海岸環境の整備と保全」等を法目的に明記(1条)
森林・林業基本法(2001年)	森林の有する多面的機能として、「自然環境の保全」等を明記(2条1項)
水産基本法(2001年)	「水産資源が生態系の構成要素である」(2条2項)ことを明記
土地改良法(2001年)	目的・原則の部分へ「環境との調和に配慮しつつ」と明記(1条2項)

2. 研究の目的

森林法や河川法などのグリーン化は、環境に配慮した資源管理を進める根拠として注目されているが、具体的な規定ぶりや活用事例に関する知見は十分に提供されていない。そこで本研究では、森・川・海の管理法に焦点を絞り、制度の構造(どの法令がいかなる内容で変化しているのか)と運用実態(新たな規定が行政判断や裁判でどのように使われているのか)に係る調査・分析を行い、グリーン化の実相を把握することをめざした。その上で、環境基本法やアセス法などの従来の要素に、グリーン化した資源管理法をも加えた「新たな環境配慮義務論」をモデルとして構築・提示し、法理論面での議論を深化させるとともに、隣接諸領域をも巻き込んだ分野横断型研究への展開可能性を示そうとしたものである。

3. 研究の方法

本研究は、法令の構造分析に、実態分析を加えた、複眼的な視座から、グリーン化した資源管理法による環境配慮の実像に迫り、もって、「新たな環境配慮義務論」のモデル構築を図るものである。このような実態分析を含んだ研究を推進するべく、(1)隣接分野の専門家(実務家を含む)からの適宜・適切な助言のとり入れ、と(2)インタビュー資料を含めた信頼性の高い1次資料の渉猟・分析に努めた。また、本研究の遂行を通じて得られる知見は、現場での資源管理のあり方に直結するため、(3)調査・分析結果の社会への随時発信とフィードバックの受け入れを志向した。

4. 研究成果

本研究を遂行することによって、多くの成果を上げることができたが、以下では、その主要な部分について報告する(なお、これらの成果の一部はすでに公開されているが、今後公開が予定されているものも少なくない)。

(1)資源管理法のグリーン化の初期事例であり、かつ展開事例でもある、公有水面埋立法4条1項2号関連の裁判例の分析を行い、かつては「行政権の行使[の]指針」にすぎないとする裁判例も見受けられた(熊本地判昭和63・7・7行集39巻7・8号714頁)一方で、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」(埋立法施行規則3条8号)の提出が定められており、行政庁は、国土の適正利用義務(1号)以上の強い拘束的義務を負う、との見解も呈されていた(畠山武道「海浜埋立てをめぐる訴訟の現段階」公害研究15巻2号41頁)ところ、埋立地域周辺住民の原告適格問題が論ぜられ、次第に、「十分配慮」の欠如が、私人の個別的利益を具体的に侵害するおそれがあることが認められてきたこと(かかるおそれは、災害防止に関して認められていた(例:佐賀地判平成10・3・20判時1683号81頁)が、平成16年改正後の行訴法9条2項の考慮事項と小田急事件最判の枠組みを前提として、環境保全についても認められるようになった(例:松江地判平成19・3・21(平成15(行ウ)第6号))を明らかにすることができた。こ

のような判例法理の発展経緯は、個別法中の環境配慮義務の中身が司法解釈によって変動していくことを示唆するものである。そのため、別な個別法中の環境配慮義務についても、同様のアプローチで研究を行うことで、その動態を捉えられる可能性が浮かび上がってきた。なお、この成果は、拙稿「泡瀬干潟訴訟第2次事件」大塚直・北村喜宣編著『環境法判例百選（第3版）』158 - 159頁（有斐閣、2018年）で公刊済みである。

（2）法制度の「グリーン化」が、自然からの恵み、いわゆる生態系サービスの規範化と重なることに注目し、かかる規範化が法制度の平面でどのようになされているのか（および、なされてきたのか）を中心とする調査・検討を実施した。具体的には、生態系サービスなる概念の通用度が高まる一方で、わが国の法律が、それに対してどのような言及をしているのかはよくわかっていないことを踏まえ、法令データ提供システムを利用して網羅的な調査を行い、次のような結果を得た。

環境保全関連法律群と産業関連法律群に属する「基本法」を中心に、その規定ぶりに関する調査を行ったところ、生態系サービスの趣旨が「環境の恵沢」と「多面的機能」という文言に置き換えられて、この国のルール（規範）となってきた経緯や「持続可能な発展」等の他の基本概念との法令上の関係等が浮かび上がってきた。すなわち、日本の法律の平面において、生態系サービスの定義は一つの文言の下で単線的な形での発展をみたわけではない。少なくともそれは二つの文言の下で発展をみた。「環境の恵沢」の維持は、法律上の基本理念の一つ（環境基本法3条）として位置づけられ、かつ、「持続可能な発展」原則（環境基本法4条）とのリンクを強めながら、現在に至っている（生物多様性基本法前文および2条）。これに対して、産業関連法律群では、「多面的機能」という文言が用いられてきた。留意すべきは、この文言が、供給サービスを重視する（ことによって農林水産業を保護する）ための道具概念として、それらの法律群に書き込まれてきたと考えられる点である。「多面的機能」としての生態系サービスについては、サービス間の関係性が歪に設定されがちであること、ならびに、生物多様性そのものや「持続可能な発展」原則との関係性が（少なくとも法律の規定上は）希薄なことがうかがわれた。

は「基本法」を中心とする調査・分析を行ったものであるが、それとは別に、500本近くの現行法律を対象とした、定量分析も行ったところ、「環境の恵沢」や「多面的機能」という文言の有無とは関係なく、多くの法律に、生態系サービス（の根源）を直截的に表す文言が書き込まれていたこと、法の平面では、生態系サービスのとり上げられ方が均一ではないこと、サービス提供源である生態系のとり上げられ方も異なること等の新たな知見を得ることができた。

すなわち、生態系サービスは一般に、「説明概念」として通用しているが、それだけでなく、のような特徴を備えた「法規範としての生態系サービス」としても存在していることを認識し、その中身を豊かにしていくことが、持続可能な社会の実現につながるという可能性を示すことができたものである。もちろん、これらの知見は基礎的なものであるが、わが国では初めて提供されるものであるため、今後の研究の呼び水になること等が期待できる。なお、この成果は、大塚直編著『持続可能性と Well-Being 4種の資本概念とその限界（仮題）』の一部として、日本評論社より、2020年ないしは2021年に公刊が予定されており、同成果の社会への波及効果が見込まれる。

（3）本研究課題の間接的な成果として、辻信一『＜環境法化＞現象 経済振興との対立を超えて』（昭和堂、2016年）の公刊を銘記しておきたい。著者である辻信一教授と研究代表者は、本研究課題の企画以前から、研究上の問題意識を共有し、協働を継続しており、右書籍の公刊によって本研究課題の重要な一部が実現されたものである。すなわち、本報告書冒頭で示した、表1の中身が、同書によって大幅に拡充されるとともに、そうした制度変容の史的背景が初めて克明に描き出されることとなった。具体的には、農薬取締法や文化財保護法などの法律がとり上げられ、それらのグリーン化（＝環境法化）の過程と実状が捉えられたことにより、グリーン化という道具概念の用途が格段に広がったものである。また、そうした用途の広がりには、同教授と実施してきた研究会において、グリーン化と生態系サービスとの関係性といった、新たな視点の発見を促し、最終的に、上記（2）の成果算出につながったものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 及川敬貴	4. 巻 第3版
2. 論文標題 泡瀬干潟事件第2次訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法判例百選（第3版）	6. 最初と最後の頁 158-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 及川敬貴	4. 巻 52(5)
2. 論文標題 生物多様性の主流化へと舵を切るアメリカ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本の科学者	6. 最初と最後の頁 24-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 及川敬貴	4. 巻 81(4)
2. 論文標題 法・指標・地域戦略	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ランドスケープ研究	6. 最初と最後の頁 352-355
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 及川敬貴・友寄敦規	4. 巻 22
2. 論文標題 国有林野使用許可処分等の無効確認訴訟において自然保護団体等の原告適格が否定された事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説 Watch	6. 最初と最後の頁 271-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 及川敬貴	4. 巻 20
2. 論文標題 自然保護の訴訟 - 生態系サービス訴訟への変異	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 67 - 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----